



豊監公表第14号

令和3年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市長より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和4年（2022年）8月19日

豊中市監査委員	岸 本 康 孝
同	相 間 佐 基 子
同	松 下 三 吾
同	木 村 真

令和4年(2022年) 8月3日

豊中市監査委員 様

豊中市長 長内 繁樹

地方自治法第199条第14項の規定に基づく措置の通知について

令和3年度定期監査において指摘のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 (監査実施日 令和4年1月31日)

対象となった 部局 課・施設の名称	指摘事項	講じた措置の内容
障害福祉課	豊中市身体障害者自動車改造助成事業実施要綱に基づく助成金の交付決定が豊中市事務決裁規程別表8(3)の規定により部長決裁とすべきところ、同規程別表11(12)の規定を適用して課長専決で行われていた。	豊中市事務決裁規程に基づき、部長決裁するように措置した。

<p>障害福祉課 障害福祉センタ 一ひまわり たちばな園</p>	<p>備品台帳に記載されている備品について試査を行ったところ、設置場所等がたちばな園となっている応接セットなど計8品目が廃棄されているのにその手続が行われていなかった。</p>	<p>廃棄されていた備品について、備品返納の手続きを行った。</p>
<p>障害福祉センタ 一ひまわり</p>	<p>備品台帳に記載されている備品について試査を行ったところ、冷蔵庫・冷凍庫が廃棄されているのにその手続が行われていなかった。</p>	<p>廃棄されていた備品について、備品返納の手続きを行った。</p>
<p>たちばな園</p>	<p>「豊中市立たちばな園の管理運営に関する基本協定書」に基づく「貸与備品等明細書」に記載されている備品について試査を行ったところ、貸与しているのに記載されていない絵画（風景画）と貸与していないのに記載されている絵画（今井隆画（少女））があった。また、指定管理者から返納された備品で廃棄されているのにその手続が行われていないものがあった。</p>	<p>豊中市立たちばな園の管理運営に関する基本協定書』に基づく『貸与備品等明細書』に記載されている絵画については、少女の絵画を台帳より抹消し新たに風景画の登録手続きを行い改めた。また、指定管理者から返納された備品については備品返納の手続きを行い台帳より抹消した。</p>